

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、関係者が一体となって、いじめの未然防止の充実を図るとともに、早期発見・早期解決に取り組むことが重要である。

いじめの未然防止及び早期発見・早期解決については、生徒一人一人が、安全で安心できる学校、学級の中で、「自分自身が大切にされている」ことを実感できるとともに、夢や目標、志を抱き、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現が重要である。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（出典 「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学大臣決定 平成29年3月14日）

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

また、生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

(2) 生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会活動が中心となっていじめの防止等のための活動を行う等、生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、生徒の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもの違い・変化」に気付くことなの、日々、生徒と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、生徒理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

(4) いじめ見逃しゼロ

生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、生徒が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、対象生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することや、東広島市教育委員会に報告するなど、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象生徒を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

(6) 学校、家庭及び地域の連携

学校は、PTA及び地域の自治会等と連携・協働し、地域社会全体で生徒を見守り育てる。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と連携することが大切である。

また、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

4 いじめの防止等に関する取組

本校は、いじめ防止のため「いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップのもと、組織的な生徒指導体制で取組を行う。また、「いじめ防止基本方針」に基づき、学校の実態に応じ「いじめ防止委員会」を中心に、次のような取組を体系的・計画的に推進する。

(1) 「東広島市立豊栄中学校 いじめ防止基本方針」の策定

- ア 生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめ防止等に関わる年間計画を作成し、実効性のあるものとする。
- エ 策定した基本方針が機能しているか検証を行うとともに、随時見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめ防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織として、「いじめ防止委員会」を設置する。
- イ 校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・保健主事・スクールカウンセラー・心のサポーター及び必要に応じて関係職員・関係機関を委員会メンバーとする。
- ウ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置付ける。

(3) いじめの防止等に係る生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、生徒が主体的に活動できるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的・計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、東広島市教育委員会に報告・連絡するとともに、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、速やかに東広島市教育委員会に報告するとともに、東広島市教育委員会の指導・支援の下でプロジェクトチームを編成し、調査等の適切な取組を行う。

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(8) いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で「三本の矢（生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進、「いじめ防止委員会」の機能化、いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え）」を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。